

用語等の解説

原子力災害対策特別措置法

- ・原子力災害発生時の迅速な初期動作の確保、国、自治体、原子力事業者等の連携の強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務などを定めた法律

警戒事態

- ・その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階

施設敷地緊急事態

- ・原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

全面緊急事態

- ・原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

移動式ホールボディカウンタ（車載型）

- ・呼吸などにより身体に取り込まれた放射性物質からの放射線を測定できる計測器を備えた車両

原子力事業者間協力協定

- ・原子力災害の発生事業者に対して、協力要員の派遣、資機材の貸与等、必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的として、原子力事業者12社で締結している協力協定

協定事業者

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

以上